

令和 6 年

第 6 回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和 6 年 6 月 2 0 日)

飯舘村農業委員会

令和 6 年第 6 回飯舘村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和6年6月20日（木）					
招集場所	飯舘村役場2階 第一会議室					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和6年6月20日 午後1時30分 閉会 令和6年6月20日 午後2時10分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 6名 欠席委員 1名 〔○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席〕	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	嶋原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	△
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	2番 嶋原新一			5番 山田 豊		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 齋藤博史			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和 6 年第 6 回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

n0	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	
4	濱名時夫	八木沢・芦原	
5	郡 之雄	大 倉	
6	菅野和彦	佐 須	欠席
7	佐藤隆男	飯樋町	
8	渡邊文夫	前田・八和木	
9	三瓶政美	大久保・外内	
10	新妻幹男	蕨 平	
11	林 吉安	白 石	

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 13 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 14 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画
変更申請について
- 日程第 6 議案第 15 号
飯舘農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する
意見について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和6年第6回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 皆さま改めましてこんにちは。大変真夏らしい天気が続いております。十分に身体には気を付けていただきたいと思います。皆さんもご存じの通り、7月7日で農業委員、推進委員が満期を迎えます。今日が最後の会議となることと思います。3年間色々と大変お世話になりました。また、6地区の方々が変わるようでもあります。6月の議会で承認されれば、7月8日の辞令交付式で任命されると思いますので、またよろしく願いしたいと思います。今回で退任される方、3年間本当にご苦労様でした。これを機に、農業委員会で色々と経験をされた事柄を活かしてですね、各行政区の中で色々と先頭になって進めていただければと思います。農業を指導していただきたいと思います。私も今期の会長となって3年間務めましたけれども、至らない点多々あったかと思います。なるべく皆さんの期待に沿えるように、国にも行かせてもらいましたし、色々と進めて参りました。お世話になりました。最後の会議になりますので、慎重審議のもとでお願いを申し上げたいと思います。ご苦労様でした。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は6名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。

(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。

日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。

会議規則第22条の規定により、2番 鳴原新一 委員、
5番 山田豊 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長) 続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは議案第13号について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第13号について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)鳴原新一が報告します。

6月17日に、譲渡人本人に電話で確認をいたしました。申請人は、全村避難後間もなく福島市内で営農を開始しております。そんな中で息子さんも一緒に避難して、親子でずっと営農をしてきたということでございます。本人からの話では、自分が健康で何でもない内に、問題なく息子に譲りたいということで、今回申請したということであります。また、福島市の方にも、農地を所有しておりまして、そちらについても、福島市の農業委員会の方に提出して、受理されて許可が出たということになっておりますので、併せてご報告申し上げ説明とします。よろしくお願いいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:38~13:40)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第13号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決いたします。

○日程第5 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議長) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について を議題といたします。
議案第14号については、私が担当する地域の案件であるため、議長を職務代理者に交代いたします。

(会長職務代理者に議長を交代する)

職務代理者) それでは議案第14号について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第14号を(議案のとおり)説明します。

職務代理者) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)菅野啓一 が報告します。

ただ今事務局から説明があった通りでございます。併せて6月12日、現地で申請人からお話を伺いました。このため池についてはかなり古いため池でですね、堤防がもう崩壊してしまっている状況でございます。そのため使われていないところでございました。ただ、比曽地区において、これからこのため池水利を約70町歩の耕地面積で今後利用する予定でございます。更にこのため池の上にももう一つため池があり、そちらも使われる予定となっております。地権者とも色々とお話しをする中で再度確認したところ、当初の農地転用時も快く引き受けていただいている他、今回も、そういうことであれば協力し、ため池をきちんと使えるようにしていただきたいと、本人から転用に関する承諾は得ているようですので、皆さんにご報告を申し上げます。以上です。

職務代理者) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:45～13:46)

職務代理者) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

職務代理者) 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決いたします。

職務代理者) 以上で、議長を交代いたします。

(会長に議長を交代する)

- 日程第6 議案第15号 飯舘農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見について
- 議長 議案第15号 飯舘農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見について を議題とします。
議案が3件あるため、順番に進めます。
- 議長 ここで、議案第15号の1についてですが、議案の対象農地が複数地区に渡るため、事務局より概要と調査による所見を一括にて説明させたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声により）異議なしと認めます。
- 議長 それでは、議案第15号の1について、事務局より概要説明を調査による所見の報告をいたさせます。
- 事務局 それでは、議案第15号の1を（議案のとおり）説明します。
本件については、令和5年頃までに、農業委員会の席上において農地現況確認証明という形で、皆様に非農地と判断いただいた農地の内、農振農用地区域内農地に該当する農地が含まれていたことから、その点を現況に合わせて計画を変更する、という趣旨でございます。非農地判断がされた農地につきましては、将来的に農業的な利用がされないという観点から、村が申請者となって、利用方針に合わせた計画に変更を行ったところです。なおこの点につきましては、村の担当者に話を伺い、内容に間違いがないことを確認しております。所見の報告については以上です。
- 議長 以上の説明がありました。暫時休議します。
（休議13：51～13：53）
- 議長 再開します。議案第15号の1について、質疑を求めます。
（『質疑なし』の声あり）
- 議長 質疑を終了し、採決いたします。
議案第15号の1について、申出のとおり了承することにご異議ありませんか。
（『異議なし』の声あり）
- 議長 異議なしと認め、議案第15号の1は申出のとおり了承することといたします。
- 議長 続きまして、議案第15号の2について、事務局より概要説明をいたさせます。
- 事務局 それでは、議案第15号の2を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員) 嶋原新一が報告します。

農業振興地域からの除外ということで、この案件については、この場所が長泥地区の神社があるわけですが、神社一帯が長泥の公園ということで今活用しているということで、当然公園でありますし、また、神社等の催事が色々あったときに、集まったときに車を停める場所がないということで、今までは県道に停めていたという状況でございます。そこで、何か事故が起きた時に困るということで、はっきりしておきたいということで、申請地の一部を転用するにあたり、農振農用地に該当していたことから、除外の申請をした、というのが経過でございます。使用にあたっては、行政区と地権者の間で口頭での取り交わしのみでも良かったのですが、金銭関係の話もありますし、行政区として無償で借りるという前提もありましたから、ちゃんと手続きを取った上で進めていきたい、農業委員会にかけたうえで進めたいという点での事案でございます。そうした中で、地権者本人からは、1年半程前から手続きに関し快諾いただいていたところですが、22名の共有地であったことから手続きを中々進められず、この度、お一人の所有地として整理できたことから手続きを取ったところのようです。除外の申請にあたっては、再度地区役員と地権者には確認をし、内容に関し問題ないことを聞き取っておりますので、本件と今後何カ月か後に農地転用についても議案にあがりますので、その点も含めて皆さんに併せてご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 14:00~14:03)

議 長) 再開します。議案第15号の2について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第15号の2について、申出のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第15号の2は申出のとおり了承することといたします。

議 長) 続きまして、議案第15号の3について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第15号の3を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農業委員）赤石澤忠則が報告します。

6月10日に、私と事務局、申請者2名の4名で現地確認を行いました。申請者2名は親子関係にあり、共に地区内の農業法人に所属され、地域の担い手という形で活動していただいております。息子さんについては、他地区の村営住宅にご家族で現在居住されており、地元に住居を建てたいということでの、今回の申請になりました。申請の内容については、ただ今事務局から説明があった通りでございます。審議の程よろしく願いいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

（休議14：07～14：10）

議 長) 再開します。議案第15号の3について、質疑を求めます。

（『質疑なし』の声あり）

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第15号の3について、申出のとおり了承することにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり）

議 長) 異議なしと認め、議案第15号の3は申出のとおり了承することといたします。

○閉会の宣告

議長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。
これで令和6年第6回飯舘村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和6年6月20日

飯舘村農業委員会	会 長	<u>菅野裕一</u>
同 議事録署名委員	2 番	<u>鳴原新一</u>
同 議事録署名委員	5 番	<u>山田 豊</u>